

主要農作物種子条例について

高 槁 雅 夫

- 一 はじめに
- 二 種子法の概要
- 三 種子法廃止の経緯
- 四 種子条例
- (1) 種子法廃止後の都道府県の役割
- (2) 種子条例に基づく主要農作物の種子生産体制
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆といった穀物生産の安定化を図るために、昭和二十七年に制定された主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）が、平成三〇年に廃止された。廃止の主たる目的は、後述するように、民間活力の導入であるとされている。その後、いくつかの県において、種子法に代わる主要農作物種子条例（以下、「種子条例」という。）が制定されてきている。

この種子法廃止に際し、農林水産省は、「主要農作物種子法の廃止についてよくあるご質問」において、「各地で種子条例が作られています。種子法を廃止した意味がなくなってしまうませんか？」という質問に対し、「それぞれの地域の実情に応じて種子供給体制を構築しようとしているもので、法廃止の趣旨に反するものではありません。例えば、稲、麦類及び大豆以外の作物も対象にするなど、都道府県が、それぞれの地域の状況に応じて条例を制定することは、地域にとって必要な措置を自ら判断して講じようとしているものと受け止めています。これは、多様なニーズに応じた種子供給体制を構築するという、種子法廃止の考え方に沿うものであると考えています。^①」との回答を行っている。

本稿は、このような種子条例制定の状況を踏まえ、種子法に規定されていた公的種子事業のあり方と、種子条例における種子事業のあり方をそれぞれ検討することにより、種子条例の構造が、農林水産省の指摘するように、種子法廃止の考え方に沿うものとなっているかを明らかにするものである。

まず、種子法における種子事業の概要を考察した上で、種子法が廃止に至った経緯について略述する。次いで、各

地で制定されている種子条例に基づいて展開される種子事業の概要について、主に種子法との相違を明らかにし、種子法廃止との整合性を検討することとする。

二 種子法の概要

種子法は、全八条から成る。まず、種子法の目的とするところは、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆といった主要農作物（同法一条一項）の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うこと（同法一条）とされる。したがって、種子法は、主要農作物の種子の生産に関わるものであり、種子の品種改良あるいは種子の販売・流通に関しては、その直接の目的としていないわけではない。

その種子の生産に関して、都道府県は、主要農作物の原種及び原原種の設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならない（同法七条）とされ、都道府県が主要農作物の種子生産の主體的役割を担うこととされている。

その他に、都道府県の役割として種子法が規定するものには、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場に対する指定種子生産ほ場としての指定（同法三条）、指定種子生産ほ場の経営者（指定種子生産者）に対するほ場審査（種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査すること）・生産物審査（種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査すること）（同法四条）、都道府

県が定める基準に適合する主要農作物又はその種子に関するほ場審査証明書又は生産物審査証明書の交付（同法五条）、指定種子生産者又は指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対する主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告・助言・指導（同法六条）がある。

さらに種子法の特徴として挙げることができるものに、同法八条に規定される、いわゆる奨励品種制度がある。都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行わなければならないとされる⁽²⁾。たしかに、種子法自体は、あくまで主要農作物の種子の生産に関わるものであるが、この奨励品種制度によつて、種子の品種改良との関連性が現れるのである。すなわち、「都道府県の農業試験場では品種改良から奨励品種選定のための試験、原原種の生産まで一貫した事業として取り組んできた⁽³⁾」のである。さらに、「奨励品種とされた品種は、栽培の促進と普及を行うために国や都道府県から様々な優遇措置を受けています。コメ（稲）などの場合、政府がコメを買い取る価格について、奨励品種は奨励品種以外の品種よりも高く設定されます。このため農協（JA）で販売される奨励品種も、他の品種よりも販売価格が高くなるのです。

この結果、農業従事者に奨励品種の栽培を促す効果が生じるといえます。

このように、種子法で種子生産の仕組みが基礎づけられることによつて、国、都道府県が主導して、地域ごとの安
全な種子の生産・流通・管理を独占的に担ってきたのです⁽⁴⁾。」とされるのである。

種子法に対する評価が分かれるのは、おそらくこの奨励品種制度の位置づけによるものと思われる。種子法の役割を肯定的に捉える論者は、「この法の下で地域にあった多様な品種が開発されており、その数は全国で300品種を超す。日本の主要穀物の種子が国内で完全自給され、戦後、日本でそれらの種子が不足する自体が生じなかったこと

は、同法の成果である。」⁽⁵⁾として、奨励品種制度によつて支えられた地域ごとの多様な品種開発において、都道府県による公的種子事業の役割が大きいとする。

一方、種子法の役割を否定的に捉える論者は、「主要農作物種子法は、言ってみれば、主要農作物の種を県が独占するという法律ともいえます。事実、現在、日本に出回っているコメなどの種は、県の農業試験場で開発された種ばかりです。明治時代のような民間の育種によるコメの品種というのは、ほとんど見かけなくなりました。明治時代にあった数千もの育種が消え、県の試験場で開発された種だけになっていった原因のひとつは、主要農作物種子法があったからです。……主要農作物種子法は、県に育種を強制すると同時に、この法律の中で、奨励品種制度という制度を生み出しました。県は地元の農業試験場で開発したコメの品種を奨励品種にし、地元の農協が流通に乗せます。そのため、多くの農家は奨励品種ばかりを作付し、ついには民間育種のコメはほとんど作らなくなりました。つまりは、主要農作物種子法により、コメの多様性がどんどん失われていったという見方もできるのです。」⁽⁶⁾とする。

次に述べる「種子法廃止の経緯」で検討するように、この奨励品種制度によつて支えられた都道府県による公的種子事業が、民間事業者の参入を妨げてきた要因として考えられ、種子法廃止の理由とされているのである。

三 種子法廃止の経緯⁽⁷⁾

種子法廃止が初めて提起されたのは、平成二八年の規制改革推進会議農業ワーキング・グループと未来投資会議の合同会合においてである。この会合では、「生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流

通・加工の業界構造の確立に係る取組について」検討がなされ、そこでの配付資料『総合的なTPP関連政策大綱に基づく「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に向けた施策の具体化の方向』（以下、「具体化の方向」という。）の中で言及されている。その「施策具体化の基本的な方向」において、「(1)生産資材価格の引下げ 関連産業の合理化・効率化等を進め、資材価格の引下げと国際競争力の強化を図るため、以下の方向で施策を具体化すべきである。」として列挙する中で、「⑩戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。

そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する。⁽⁸⁾」とされたのである。

同様に、同年一月に政府の農林水産業・地域の活力創造本部によって決定された農業競争力強化プログラムにおいても、種子法の廃止が提起されている。「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」において、「(1)生産資材価格の引下げ 生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を図るため、以下のとおり取り組む。」として列挙する中で、「⑩戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。

そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。⁽⁹⁾」とされ、前記「具体化の方向」とほぼ同様の文言での言及がなされている。

いずれにせよ、そもそも種子法廃止が、「生産資材価格の引下げ」を通じて「生産者の所得向上」を図るための措置であるとして位置づけられていることは間違いないであろう。

平成二九年四月第一九三国会において、「主要農作物種子法を廃止する法律案」が成立し、平成三〇年四月一日に施行された。種子法廃止法案の提出理由は、「最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、主要農作物種子法を廃止する必要がある。」としているだけであり、何らかの具体的な説明がなされているわけではない。より具体的な説明については、種子法廃止法案の背景として、「主要農作物種子法を廃止する法律案の概要」において、次の記載がなされている。

- ・種子生産者の技術水準の向上等により、種子の品質は安定
- ・農業の戦略物資である種子については、多様なニーズに対応するため、民間ノウハウも活用して、品種開発を強力に進める必要。しかしながら、都道府県と民間企業の競争条件は対等になっておらず、公的機関の開発品種が大宗を占めている。
- ・都道府県による種子開発・供給体制を生かしつつ、民間企業との連携により種子を開発・供給することが必要（民間企業が開発した稲の品種で、主要農作物種子法に基づく奨励品種に指定されている品種はない状況¹⁰）

また、種子法廃止法案が議題とされていた第一九三国会衆議院農林水産委員会において、山本有二農林水産大臣は、「近年、種子生産者の技術水準の向上等によりまして、種子の品質が安定してきている状況の中で、都道府県に

一律に原種、原原種の生産や品種の試験を義務づける制度の必要性が低下している状況にございます。

このため、良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていくとともに、民間事業者が行う種子の生産や供給を促進する観点も踏まえ、主要農作物種子法を廃止することとし、この法律案を提出した次第でござ^⑪います。」との種子法廃止理由の説明を行っている。

さらに、同委員会において、農林水産省政策統括官は、「主要農作物種子法第八条におきましては、都道府県に對しまして、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を指定するために必要な試験を義務づけているところでございます。

この試験を行って、普及すべき優良な品種、いわゆる奨励品種に指定されれば、都道府県がその種子の増産や審査に公費を投入しやすくなるということがございます。こういった状況の中で、都道府県が開発した品種が優先的に奨励品種になるということになっておりまして、例えば稲で見えた場合に、民間企業が開発した品種で奨励品種に指定されたものは今までない状況でございます。このこと自体、今御指摘の、民間企業とそれ以外がイコールフットイングになっていない証左だというふうに理解しております。

このように、法律に基づきまして国が都道府県に奨励すべき品種を決定させる、こういう現行の枠組みを前提とする限り、民間企業の参入につながらず、マーケットのニーズを踏まえた種子生産を拡大していくことは困難であるというふうに考えているところでござ^⑫います。」との答弁を行っている。

平成二九年農水事務次官通知「稲、麦類及び大豆の種子について（通知）」（二九政統第一二三八号）でも、種苗法との関連で種子法の意義が変質したとの指摘をした上で、種子法が、「①各都道府県とも家庭用需要を指向した画一的

な品種開発を目指し、②外食・中食産業用や輸出用などの多様な需要に対応する品種や生産コストを下げる品種の開発にはほとんど取り組まれていない、③都道府県の開発品種が奨励品種のほとんどを占め、民間事業者が開発した品種については採用されにくい、④したがって、民間事業者は稲等の品種開発の意欲が湧かないという状況が続いており、これでは我が国農業の国際競争力の強化に向けて官民の総力を挙げた種子の開発・供給体制を構築することはできないという判断に至ったところである。¹³⁾と廃止の理由を述べている。

いずれにせよ、これらの説明においては、農業競争力強化プログラムに現れていた、生産資材価格の引下げを通じての生産者の所得向上といった観点は抜け落ち、何ら言及がなされてはいない。それにより一層、民間企業との連携強化を強く打ち出したものとなっている感はぬぐいきれないものとなっている。

この民間企業との連携強化という観点は、種子法廃止とともに成立した農業競争力強化支援法において、より明瞭に現れている。まず、農業競争力強化支援法の目的とするところは、「我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与すること」(同法一条)であり、この目的規定に対しては、「二連の農業構造改革(農地の集約化、農業経営規模の拡大)を目指す立法者の決意が表明されていると同時に、農業構造改革や競争促進を図ることによっていわゆる「強い農業」ないし「国際競争に打ち勝つ農業」が実現するとの立法者の市場経済に立脚した産業観が垣間見える。¹⁴⁾」との指摘がなされてい

る。そして、同法八条四号が、「国が講ずべき施策」のうち、「良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策」として、次のように規定している。

第八条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備 のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一〽三（略）

四 種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。

同法にいう「民間事業者」とは、モンサントを買収したバイエルや住友化学等のバイオ企業を指すと考えられる。そういった民間事業者に対して、これまで都道府県による公的種子事業で蓄積された知見を積極的に提供することを、同法は求めているのである。

種子法に対して批判的な意見を持つ場合でも、種子が大手種子企業の手に委ねられることに懸念をいだく見解も見られるところである。¹⁵⁾

四 種子条例の概要

(1) 種子法廃止後の都道府県の役割

種子法は廃止されたが、公的種子事業における都道府県の役割までも終わりを迎えたわけではない。種子法廃止法案が成立した第一九三回国会の参議院農林水産委員会では、次のような附帯決議がなされ、都道府県の役割についても言及がなされている。

- 一 将来にわたって主要農作物の優良な品質の種子の流通を確保するため、種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。
- 二 主要農作物種子法の廃止に伴って都道府県の取組が後退することのないよう、都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。
- 三 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること。

四 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。特に、長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によって弊

害が生じることのないよう努めること。

都道府県の役割については、まず、附帯決議の二に述べられているように、「これまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組む」ことが期待され、その取組に対しては、地方交付税措置を確保することが求められている。種子法廃止後においても、都道府県の主要農作物の種子に対する体制は、大きな変更がなされないようにも見える。しかしその一方で、附帯決議の三にあるように、「主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進する」こととされる。この民間事業者との連携推進を、各都道府県がいかにより具体的なものとしていくかによって、種子条例のあり方も変わってこざるを得ないものと思われる。

都道府県の役割に対する直接の言及ではないものの、この附帯決議において留意すべき点として次の四点を挙げることができよう。①今後の主要農作物の種子の生産等については、「種苗法」に基づいて運用されること、②主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること、③消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること、及び④長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努めること、である。

①の観点からは、種苗法が知的財産保護を主たる目的とすることから、主要農作物の種子に関して都道府県に知的財産保護への対応が求められる可能性を示しているといえよう。また、②、④の観点は、恐らく、海外の大手バイオ

企業を念頭に置いたものと考えられ、^⑬①の観点への対応と相まって、国のみならず都道府県の公的種子事業の位置づけを再構築すべきことも将来的には求められる。最後に、③の観点は、直接的には、種子の多様性を求めているものであるが、広く生物多様性の観点からの取り組みの必要性を考えるべきであろう。

附帯決議のほかに、前述の平成二九年農水事務次官通知^⑭においても、種子法廃止後の都道府県の役割について、次のように述べている。

3 種子法廃止後の都道府県の役割

(1) 都道府県に一律の制度を義務付けていた種子法及び関連通知は廃止するものの、都道府県が、これまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務のすべてを、直ちに取りやめることを求めているわけではない。

農業競争力強化支援法第8条第4号においては、国の講ずべき施策として、都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することとされており、都道府県は、官民の総力を挙げた種子の供給体制の構築のため、民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担うという前提も踏まえつつ、都道府県内における稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給の状況を的確に把握し、それぞれの都道府県の実態を踏まえて必要な措置を講じていくことが必要である。

(2) 都道府県が、稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給に係る業務を実施するに当たっては、
① 米等の生産・販売を戦略的に行っている農業者や農業者団体等との意見交換等により、種子・種苗行政に関

するニーズを的確に把握すること

② 都道府県内の農業者が必要とする種子の調達状況の調査を行うこと

③ 以上を踏まえて稲、麦類及び大豆の種子の供給に当たって都道府県の措置すべきことを整理すること
を大前提として、従来実施してきた業務を実施する場合には、必要に応じて、従来の通知を参考とされたい。

その際、種子法の廃止を踏まえ、民間事業者の育成品種についても適正に取り扱うことや、種子生産における民間事業者との連携を十分に考慮していただく必要がある。

(3) このような取組を行うに当たって、必要な場合には、都道府県段階における稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給や民間事業者の参入の促進を行うための協議会を設置すること等により、情報の共有、課題の解決策の検討を行うことも考えられる。

なお、都道府県域を越えた横断的な課題については、国が調整を行うこととする。

この平成二九年農水事務次官通知では、農業競争力強化支援法における民間事業者との連携という側面が強調されたものとなっている。すなわち、「民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間」、都道府県は、官民の総力を挙げた種子の供給体制の構築のため、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担うとされ、民間事業者の育成品種についても適正に取り扱うことや、種子生産における民間事業者との連携を十分に考慮することが求められている。参議院の附帯決議とは異なり、都道府県の役割は、都道府県による公的種子事業から民間事業者による種子事業への移行の、いわば「つなぎ」の役

割でしかないような印象を受けるところではある。

(2) 種子条例に基づく主要農作物の種子生産体制

「日本の種子を守る会」によれば、平成三〇年に兵庫県（主要農作物種子生産条例）、新潟県（主要農作物種子条例）、埼玉県（埼玉県主要農作物種子条例）及び山形県（山形県主要農作物種子条例）、平成三一年・令和元年に富山県（富山県主要農作物種子生産条例）、北海道（北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例）、岐阜県（岐阜県主要農作物種子条例）、福井県（福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例）、宮崎県（宮崎県主要農作物等種子生産条例）及び鳥取県（鳥取県農作物種子条例）、令和二年四月施行予定の長野県（長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例）、宮城県（主要農作物種子条例）及び栃木県（栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例）の計一三の道県が種子法に代わる条例を定めている¹⁸（以下、各道県の「種子条例」という）。福島県や茨城県等のように、条例ではなく、要綱で対応している県も見られるところである。

すでに施行されている一道九県の種子条例は、道県が原種・原原種の生産を主体的に行うなど、種子法における規定とほぼ同様の規定が置かれている。種子法には見られなかった各種子条例の特徴を挙げると以下の通りである。

① 条例の対象となる作物について

種子法における主要農作物と同一の農作物を対象とするものとして、兵庫県、新潟県、埼玉県、山形県、富山県、岐阜県、福井県及び鳥取県の八県となっている。種子法における対象作物とは異なるものとして、北海道（稲、大麦、小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん及びそば）及び宮崎県（稲、大麦、裸麦、小麦及、大豆及びそば）の一道一県となつ

ている。

② 奨励品種制度等の規定について

埼玉県を除く、他の一道八県では、種子法で見られた奨励品種制度類似の制度を設けている⁽¹⁹⁾。埼玉県の種子条例には、明示的な規定は置かれていない。奨励品種の決定は、埼玉県主要農作物種子生産基本要綱の二条及び三条によっている。奨励品種制度がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、今後とも奨励品種制度を維持するのであれば、より明確な根拠規定を条例中に設けるべきであると考ええる。

③ 財政措置の規定について

種子法は、都道府県による主要農作物の種子生産に当たり、国からの財政措置の根拠となっていた。その根拠が失われることは、生産者等にとって懸念事項の一つとなりえる。条例中に明示的に財政措置を講ずることを規定するものは、埼玉県、山形県、北海道、岐阜県、福井県、宮崎県及び鳥取県の一道六県にのぼり、財政的な裏付けを与えている。

④ 知的財産権保護

埼玉県は、在来種の生産及び維持について、種子条例五条で「県は、各地域において従来から生産されている主要農作物の生産及びその維持に協力するものとする」とし、在来種の維持についての規定を設けている。このような規定は、主要農作物の遺伝子情報の確保という観点から重要であろう。

北海道は、種子情報が知的財産に該当することから、種子条例一四条において、「知事は、優良品種に係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、品種育成者に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする」として、知

的財産権の保護を図っている。

⑤ その他

従来、種子法の関連規定である主要農作物種子制度運用基本要綱に基づき策定されていた、主要農作物種子計画については、種子法廃止に伴い、一道九県すべての種子条例中に規定が置かれている。

以上、施行済みの一道九県における種子条例の特徴を指摘した。また、これらの種子条例を概観すると、その組み立ては、概ね、種子法の枠組みを踏襲したものとなっており、今後也都道府県が主要農作物等の種子生産においては、主要な役割を果たす主体として位置づけられている。とりわけ、種子法に基づき運用されていた奨励品種制度については、明示的には一道八県が、種子条例中に規定を設けているのである。すると、「主要農作物種子法の廃止についてよくあるご質問」に対する農林水産省の「種子法廃止の考え方に沿うものであると考えています」との回答には、改正の背景もあわせ考えると疑問符がつくものであると言わざるをえない。民間事業者との連携を強く求める農業競争力強化支援法の下で、従来と同様の主要農作物種子生産の体制を都道府県が今後も維持していけるのかは、不明である。

都道府県は、種子法廃止後は、種苗法に則した種子生産が求められることとなるが、その点で、特に注目に値するのが、北海道の種子条例である。右記①で述べたように、北海道種子条例の対象は、種子法における主要農作物から、主に中国・九州地方で生産されるはだか麦を除いた上で、小豆、えんどう、いんげん及びそばを新たに加え、北海道における生産に適したものに特化している。また、右記④にあるように、北海道種子条例一四条は、「知事は、優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図られるよう、品種育成者に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものと

する。」と明示的に規定し、知的財産権保護を図っている。地域に適した農産物の種子を残し、それを知的財産権を通じて保護してこうという姿勢も垣間見える、この北海道種子条例の規定のあり方は、今後、知的財産権の保護が求められる種苗法下での種子生産において、他の都府県においても参考とすべきものと言えよう。

種子条例の対象農産物を、種子法における主要農産物より広げる規定の仕方は、宮崎県種子条例においても行われている。このように種子条例において、地域の特性に配慮していく姿勢は、種子法廃止の理念に沿ったものということができる。また、埼玉県種子条例は、対象農産物については種子法の主要農産物と同様であるが、右記④で指摘したように、在来種の生産・維持に言及している点は評価できる。いずれにせよ、各都道府県は、今後、種苗法、農業競争力強化支援法を前提とした、主要農産物の種子生産の体制構築が求められていることを再認識した条例等の整備が必要であろう。

五 結びにかえて

種子法廃止及びその後の種子条例をここまで概観してきた。繰り返しになるが、種子法廃止が意図した状況には未だ達していない感があるのは否定できないところである。都道府県による公的種子事業のあり方は、今後も検討を加えていかなければならない課題として残されている。種子をめぐるのは、例えば、農地に遺伝子組み換え作物の種子が混入したことにより、米モンサント社から巨額の損害賠償を求められたシュマイザー事件²⁰に現れているように、知的財産権が尊重される現代にあつて、肥大化する種子産業との距離をどのように保つべきか、自分たちの食料主権を

いかに保つべきか等々、様々な問題と取り組まなければならない。

ヴァンダナ・シーヴァ等により早くから問題提起されてきた種子との関係⁽²¹⁾を、私たち日本人も今一度考える時期にさしかかってきていると言えよう。

注

- (1) 参照、農林水産省ホームページ (www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/info/171116.html) 令和元年10月30日閲覧。
- (2) 主要農作物の優良品種を決定するための試験には、次のように長い時間を要するものとなっている。「品種改良の終盤で、優良品種候補となった「有望系統」を栽培が見込まれる地域において前もって能力評価する二つの試験があります。ひとつ目は奨励品種決定基本調査、もうひとつは奨励品種決定現地調査です。基本調査は育成場以外の各地域の農業試験場で三年以上実施されます。現地調査は、さらに広い地域の農業改良普及センターと試験ほ場を提供する農家や地域農業技術センター、JAの協力を得て二年以上実施します。」(田中義則「種子法が果たしてきた役割と廃止後の課題」荒谷明子他『種子法廃止と北海道の食と農地域で支え合う農業—CSAの可能性』(寿郎社、平成30年) 六四頁。
- (3) 一般社団法人農村漁村文化協会編『種子法廃止でどうなる？ 種子と品種の歴史と未来』(一般社団法人農村漁村文化協会、平成30年) 二七頁。
- (4) 田井勝「主要農作物種子法とは」TPP交渉差止違憲訴訟の会・弁護団編『消された「種子法」』(かもがわ出版、令和元年) 一七〜一八頁。
- (5) 印鑰智哉「種子をめぐる世界と日本の状況」小規模・家族農業ネットワーク・ジャパン(SFFNJ)編『よくわかる国連「家族農業の10年」と「小農の権利宣言」』(一般社団法人農村漁村文化協会、平成31年) 六二頁。
- (6) 岡本よりたか『種は誰のものか？』(キラジェンヌ、平成30年) 一六七頁〜一六八頁。
- (7) 種子法廃止の経緯及び問題点の指摘については、久野秀二「主要農作物種子法廃止の経緯と問題点—公的種子事業の役割

を改めて考える―」京都大学経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズNo.J-17-001「一般社団法人農村漁村文化協会編『種子法廃止でどうなる？種子と品種の歴史と未来』（一般社団法人農村漁村文化協会、平成三〇年）が詳しい。

- (8) 参照、首相官邸ホームページ（www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo_dai3/siryoul.pdf）令和元年一〇月三〇日閲覧。

- (9) 参照、農林水産省ホームページ（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/attach/pdf/index-1.pdf）令和元年一〇月三〇日閲覧。

- (10) 参照、農林水産省ホームページ（<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/193/attach/pdf/index-13.pdf>）令和元年一〇月三〇日閲覧。

- (11) 参照、第一九三回国会平成二九年三月八日開催衆議院農林水産委員会議事録。

- (12) 参照、第一九三回国会平成二九年三月二三日開催衆議院農林水産委員会議事録。

- (13) 参照、農林水産省ホームページ（<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/info/attach/pdf/171116-19.pdf>）令和元年一〇月三〇日閲覧。

- (14) 國井義郎「種子法廃止と種苗法」名古屋学院大学論集社会科学篇第五四巻第四号七四頁。

- (15) 岡本よりたか『種は誰のものか？』（キラジェンヌ、平成三〇年）一七四頁。

- (16) 第一九三回国会参議院平成二九年四月一三日開催農林水産委員会において進藤金日子委員は、「種子法の廃止により種子に関する知的財産権の公的保護が仮に、なくなるといふことないんですけれども、そういう不安に対して、なくなったとして、農業競争力強化支援法案における民間事業者への情報提供によって外資系企業に我が国が長年蓄積してきた種子情報が流出して、結果的に種子メジャー等に我が国の主要農産物の種子が席卷されるんじゃないか」との質問を行っている。

- (17) 参照、農林水産省ホームページ前掲注(13)。

- (18) 参照、日本の種子を守る会ホームページ（<https://www.taneomamoru.com/>）令和元年一〇月三〇日閲覧。

- (19) ただし、その規定の仕方は、条例ごとに異なる。兵庫県「知事は、主要農作物の種類ごとに、県が特に品質を管理し、か

つ、安定的な生産の確保を図る必要がある品種を指定するものとする。」(二条一項)、新潟県「知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種を選定するための調査を行うものとする。」(一二条)、山形県「前項の規定による県内に普及すべき主要農作物の優良な品種の決定に關し必要な事項は、知事が定める。」(九条二項)、富山県「知事は、県が普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するための試験を行うものとする。」(九条)、北海道「知事は、収量、品質その他の栽培上又は利用上の特性が優良なものであることその他の知事が定める基準に適合すると認められる主要農作物等の品種を優良品種として認定することができる。」(八条一項)、岐阜県「第四条県は、県内における生産を奨励すべき主要農作物の優良な品種(以下「奨励品種」という。)を決定するものとする。2 県は、奨励品種を決定するに当たっては、必要な試験等を行うものとする。」(四条)、福井県「知事は、安定的な生産および普及を図る必要がある主要農作物の優良な品種を決定するための試験を行うものとする。」(四条)、宮崎県「知事は、優良な種子を計画的に生産するため、主要農作物等の優良な品種を選定するための試験を行う」(六条一項)、鳥取県「知事は、特定農作物の品種のうち、本県において普及すべき優良な品種(以下「奨励品種」という。)を決定するものとする。2 県は、農業に關する試験及び研究を行う県の機関(以下「試験場」という。)において、前項の規定による決定を行うために必要な試験を行うものとする。」(三条)等である。

(20) Monsanto Canada Inc. v. Schmeiser, [2004] 1 S.C.R. 902, 2004 SCC 34.

(21) Vandana Shiva, *Biopiracy: The Plunder of Nature and Knowledge*, North Atlantic Books, 2016, (previously published in 1999 by South End Press).

